

【Q&A】

Q 1 審理員による審理制度が設けられた理由は何ですか。

A 1 改正前の不服申立制度については、提起された不服申立てに対して審理する者が法律上定められていないことから、不服申立ての原因となった処分に関与した職員が、不服申立ての審理をすることも可能な制度となっていました。このようなことから改正後の不服申立制度については、不服申立ての原因となった処分に関与していない職員を審理員に指名し、審理員が不服申立ての実質的な審理を行うことにより審理の公正中立性、客観性を向上させることを目的に審理員による審理制度が設けられました。

Q 2 審理員の役割は何ですか。

A 2 審理員は、審査庁からの指名を受け、提起された審査請求に対して実質的な審理を行います。審査請求人や参加人、処分庁に対し主張書面や証拠書類の提出を求めたり、口頭意見陳述を実施するなど必要な審理を行ったうえで裁決案となる審理員意見書を作成し審査庁に提出します。

Q 3 第三者機関とはどのようなことを行う機関ですか。

A 3 第三者機関は今回の行政不服審査制度の改正に伴い新たに設置される機関です。審査庁が作成した裁決案について審査庁からの諮問を受け、裁決案の妥当性等について調査・審議し、審査庁に答申を行います。

山口県の市町に関しては、山口県市町総合事務組合の中に共同処理する事務として山口県市町行政不服審査会が設置され、宇部市においてもその共同処理する事務に加わりますので、諮問はその山口県市町行政不服審査会に行うこととなります。

Q 4 第三者機関が設置されることとなった理由は何ですか。

A 4 審査請求に対する裁決をするうえで、学識経験者その他優れた識見を有する者で構成される機関による調査・審議がなされることが、裁決の客観性・公正性を高めるうえで有効であるとの理由から設置されることとなりました。